

上天草市週休2日試行工事实施要領

令和2年1月1日策定

令和5年11月1日全部改正

令和7年11月13日全部改正

(趣旨)

第1条 この要領は、建設業界の将来の担い手確保及び建設現場における労働環境の改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業界の週休2日制普及に向け実施する上天草市週休2日試行工事に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「週休2日試行工事」とは、週休2日（現場閉所型）工事及び週休2日（交替制）工事の総称をいう。

2 この要領において、週休2日（現場閉所型）工事に係る用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 週休2日（現場閉所型）工事 第4条に規定する対象期間において、4週8休以上の現場閉所日（やむを得ず計画した現場閉所日に作業が生じる場合は、振替の現場閉所日）を確保する取組が行われる工事をいう（曜日の特定はない。）。

(2) 現場閉所 巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含め、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。

(3) 現場閉所率 対象期間内の現場閉所日数／対象期間の日数

3 この要領において、週休2日（交替制）工事に係る用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 週休2日（交替制）工事 第4条に規定する対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組が行われる工事をいう。

(2) 対象者 当該工事に係る元請負人及び施工体制台帳記載の下請負人（建設工事の請負契約分に限る。）の全ての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、当該工事に一時的に従事した技術者及び技能労働者は除く。

(3) 休日率 対象者の対象期間内の休日日数／対象期間の日数

(4) 平均休日率 対象者の休日率の合計／対象者数

4 現場閉所率又は平均休日率の状況による区分は、次の各号に定めるところによる。

(1) 完全週休2日（土日） 対象期間の全ての土曜日及び日曜日において、現場閉所率又は平均休日率が28.5%（2日／7日）以上を行ったと認められる場合（週は、月曜日から日曜日までとする。）

(2) 4週8休以上（月単位） 対象期間内の全ての月において、現場閉所率又は平均休日率が28.5%（8日／28日）以上と認められる場合（暦上、週2日の閉所では現場閉所率等が28.5%に満たない月は、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の閉所を行っている場合に、4週8休以上（月単位）を達成しているものとみなす。）

(3) 4週8休以上（通期） 対象期間内において、現場閉所率又は平均休日率が28.5%（8日／28日）以上と認められる場合

(対象工事)

第3条 上天草市が発注する建設工事のうち、週休2日試行工事の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める工事とする。

- (1) 週休2日（現場閉所型）工事 原則として、全ての工事を対象とする。ただし、次号に該当する工事を除く。
- (2) 週休2日（交替制）工事 社会的要請、現場条件の制約等により現場閉所が困難な次に掲げる工事を対象とする。ただし、応急工事については、対象外とする。
 - ア 工期又は作業工程に制約がある工事
 - イ 災害復旧工事
 - ウ 施工個所が点在する維持補修工事

(対象期間)

第4条 週休2日試行工事の対象期間は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 週休2日（現場閉所型）工事 工事着手日から工事施工範囲内（現場事務所の設置及び撤去を除く。）で、後片付けを含む全ての作業が完了した日までとする。ただし、次に掲げる期間は、対象期間から除くものとする。
 - ア 工事施工範囲内での全ての作業が完了した後に現場事務所で書類の作成及び整理を行う期間
 - イ 年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間及び工事全体を一時中止している期間
 - ウ 発注者が対象外とする期間（受注者の責めによらず現場作業を余儀なくされる期間等）
 - (2) 週休2日（交替制）工事 工事着手日から工事施工範囲内で後片付けを含む全ての作業が完了した日までとする。ただし、次に掲げる期間は、対象期間から除くものとする。
 - ア 年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間及び工事全体を一時中止している期間
 - イ 発注者が対象外とする期間（受注者の責めによらず現場作業を余儀なくされる期間等）
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、下請負人については施工体制台帳上の工期を基本とし、施工体制台帳上の工期のうち実働期間が点々としている場合には、受発注者協議で対象期間について適宜設定するものとする。
- (発注方式)
- 第5条 週休2日試行工事の発注方式は、受注者が週休2日試行工事の実施を希望し、受発注者間で協議が整った場合に施工できる「受注者希望型（先積み方式）」とする。
- (実施方法等)
- 第6条 週休2日試行工事の実施方法等は、次のとおりとする。
- (1) 条件明示等 発注者は、入札公告等及び特記仕様書（別紙1、2）において、週休2日試行工事の対象である旨を明示するものとする。
 - (2) 受注者による意思表示 受注者は、工事着手日前に週休2日試行工事実施の意向について、書面で監督員と協議を行い、実施の有無を決定

するものとする。ただし、週休2日試行工事实施に伴う工期の変更は行わないこととする。

(3) 看板等による表示 受注者は「週休2日試行工事」である旨を看板等（別紙3）で現場に掲示するものとする。

(4) 休日取得計画 次に掲げる工事の区分に応じ、それぞれに定めるところによる。

ア 週休2日（現場閉所型）工事 受注者は、施工計画書提出時に週休2日取得の計画日が確認できる休日（現場閉所）取得計画実績表（別紙4。以下「実績表」という。）を監督員に提出する。ただし、追加工事等に伴い工期が変更となる場合は、その都度実績表（変更）を監督員に提出しなければならない。

イ 週休2日（交替制）工事 受注者は、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容及び休日取得状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を提出するものとする。

(5) 実施報告 次に掲げる工事の区分に応じ、それぞれに定めるところによる。

ア 週休2日（現場閉所型）工事 受注者は、実績表により現場閉所の実施状況を取りまとめ、翌月5日（土日祝日の場合は次の平日）までに、監督員に提出するものとする。

イ 週休2日（交替制）工事 受注者は、週休2日（交替制）工事休日取得状況表（別紙5）により休日の取得状況を取りまとめ、翌月5日（土日祝日の場合は次の平日）までに監督員に提出するものとする。

(6) 確認の方法 次に掲げる工事の区分に応じ、それぞれに定めるところによる。

ア 週休2日（現場閉所型）工事 監督員は、受注者から提出された実績表により現場閉所の実施状況を確認するものとする。

イ 週休2日（交替制）工事 監督員は、受注者から提出された休日取得状況表により休日率の状況を確認するものとし、受注者に対し、休日率を確認できる既存の資料等（休日実績が記載された工程表、休日等の作業連絡記録、工事日報、安全教育・訓練等の記録資料等）の提示を求めるものとする。

(7) 前4号の規定は、受注者が週休2日試行工事の実施を希望しない場合には適用しない。

（工事費の積算）

第7条 発注者は、別に定める補正係数を各経費に乗じるものとし、当初設計時においては、4週8休以上（月単位）の達成を前提とした積算を行う。ただし、港湾工事及び漁港漁場工事については、4週8休以上（通期）の達成を前提とした積算を行う。

2 現場閉所率又は平均休日率の達成状況を確認後、その達成状況に応じて対象工事の補正係数を見直し、請負代金額を変更する。

なお、完全週休2日の判断に当たっては、受注者の責めによらず土曜日及び日曜日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により同一の週に代替休日を設けることによって、土曜日及び日曜日を閉所しているものとみなす。

3 工事着手前に週休2日試行工事に取り組むことについて、受発注者の協議が整わなかったもの（受注者が週休2日試行工事を希望しない場合を含

む。)については、週休2日試行工事未実施として、請負代金額を減額変更する。

附 則

本要領は令和7年11月13日以降の入札公告又は指名競争入札通知から適用する。

別紙 1（第 6 条関係）

入札公告等の記載例（週休 2 日試行工事）

入札公告、指名競争入札通知書又は見積依頼通知書に以下を追記する。

週休 2 日（現場閉所型）工事及び週休 2 日（交替制）工事

本工事は、週休 2 日試行工事の対象工事であり、入札公告に示した予定価格は、「4 週 8 休以上（月単位）」を見込んだ補正を行った金額である。

入札に当たっては、「4 週 8 休以上（月単位）」の実施予定の有無にかかわらず、「4 週 8 休以上（月単位）」の実施を前提とした積算により応札すること。

受注者は、工事着手前日までに週休 2 日の実施の意向について、書面で監督員と協議を行うこと。

なお、工事着手日までに週休 2 日の実施の意向について、書面で協議されなかった場合には、週休 2 日は未実施として変更する。

また、施工後に休日の達成状況を確認し、契約内容と異なる場合には、その内容に応じて補正係数を見直し、請負代金額を変更する。

※港湾工事及び漁港漁場工事については、「4 週 8 休以上（月単位）」を「4 週 8 休以上（通期）」と読み替える。

別紙 2（第 6 条関係）

特記仕様書の記載例（週休 2 日試行工事）

特記仕様書に以下を追記する。

（１） 週休 2 日（現場閉所型）工事の場合

第〇条 本工事は週休 2 日試行工事（週休 2 日（現場閉所型）工事）の対象工事であり、受注者が希望する場合は、上天草市週休 2 日試行工事实施要領（令和 7 年 1 1 月 1 3 日。以下「要領」という。）に基づき取り組むこととする。

入札公告に示した予定価格は、「4 週 8 休以上（月単位）」を見込んだ補正を行った金額である。

なお、工事着手日までに週休 2 日の実施の意向について、書面で協議されなかった場合には、週休 2 日は未実施として減額変更する。

また、施工後に休日の達成状況を確認し、契約内容と異なる場合には、その内容に応じて補正係数を見直し、請負代金額を変更する。

※ 港湾工事及び漁港漁場工事については、「4 週 8 休以上（月単位）」を「4 週 8 休以上（通期）」と読み替える。

（２） 週休 2 日（交替制）工事の場合

第〇条 本工事は週休 2 日試行工事（週休 2 日（交替制）工事）の対象工事であり、受注者が希望する場合は、上天草市週休 2 日試行工事实施要領（令和 7 年 1 1 月 1 3 日。以下「要領」という。）に基づき取り組むこととする。

入札公告に示した予定価格は、「4 週 8 休以上（月単位）」を見込んだ補正を行った金額である。

なお、工事着手日までに週休 2 日の実施の意向について、書面で協議されなかった場合には、週休 2 日は未実施として減額変更する。

また、施工後に休日の達成状況を確認し、契約内容と異なる場合には、その内容に応じて補正係数を見直し、請負代金額を変更する。

※ 港湾工事及び漁港漁場工事については、「4 週 8 休以上（月単位）」を「4 週 8 休以上（通期）」と読み替える。

標示板の例

（1）週休2日（現場閉所型）工事の場合

114cm

140cm

ご協力をお願いします

週休2日(現場閉所型)工事

○ ○ ○ ○ ○ を
な お し て い ま す

令和 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日 まで

時間帯 8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0

○ ○ ○ ○ 工事

発注者 上天草市役所 ○○部 ○○課
電話（代表） ○○○○-○○-○○○○
（直通） ○○○○-○○-○○○○

施工者 ○○建設 株式会社
本社 ○○○○-○○-○○○○
現場 ○○○○-○○-○○○○

（2）週休2日（交替制）工事の場合

114cm

140cm

ご協力をお願いします

週休2日(交替制)工事

○ ○ ○ ○ ○ を
な お し て い ま す

令和 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日 まで

時間帯 8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0

○ ○ ○ ○ 工事

発注者 上天草市役所 ○○部 ○○課
電話（代表） ○○○○-○○-○○○○
（直通） ○○○○-○○-○○○○

施工者 ○○建設 株式会社
本社 ○○○○-○○-○○○○
現場 ○○○○-○○-○○○○

(記入例)

期 間:令和〇年〇月〇日 ~ 令和●年●月●日(契約工期を記載)

現場閉所日数 ÷ 対象期間 = 現場閉所の割合

閉所の割合 ≥ 28.5%以上(各週2日/7日)	完全週休2日達成
閉所の割合 ≥ 28.5%以上(各月8日/28日)	4週8休以上(月単位)達成
閉所の割合 ≥ 28.5%以上(8日/28日)	4週8休以上(通期)達成 ※補正無
閉所の割合 < 28.5%未満	週休2日未達成 ※補正有

【凡例】

○	休日(予定)
●	休日(実施)
□	作業日(※空欄)
/	対象期間外

グレー着色は完全週休2日の達成判断するために翌月を記載する箇所であり、当月の日数にカウントしないこと

毎月、現場閉所率の
確認を行う ※3

月毎の確認		
計画	対象期間	0
	閉所日数	0
	現場閉所率	
実施	対象期間	0
	閉所日数	0
	現場閉所率	
	完全週休二日	OK

計画	対象期間	19	
	閉所日数	6	
	現場閉所率	31.6%	4週8休以上
実施	対象期間	19	
	閉所日数	6	
	現場閉所率	31.6%	4週8休以上
	完全週休二日	OK	

計画	対象期間	31	
	閉所日数	8	
	現場閉所率	25.8%	4週7休以上4週0休未満
実施			
	対象期間	31	
	閉所日数	8	
	現場閉所率	25.8%	4週7休以上4週0休未満
	完全週休二日	OK	

計画	対象期間	30	4週8休以上
	閉所日数	10	
	現場閉所率	33.3%	
実施	対象期間	30	4週8休以上
	閉所日数	9	
	現場閉所率	30.0%	
	完全週休二日	O/U	

計画	対象期間	28	4週8休以上
	閉所日数	8	
	現場閉所率	28.6%	
実施	対象期間	28	4週8休以上
	閉所日数	8	
	現場閉所率	28.6%	
	完全週休二日	0.0%	

計画	対象期間	31	4週7休以上4週8休未満
	閉所日数	8	
	現場閉所率	25.8%	
実施	対象期間	31	4週7休以上4週8休未満
	閉所日数	8	
	現場閉所率	25.8%	
	完全週休二日	0.0%	

計画	対象期間	28	4週8休以上
	閉所日数	8	
	現場閉所率	28.6%	
実施	対象期間	28	4週8休以上
	閉所日数	9	
	現場閉所率	32.1%	

計画	対象期間	6	4週8休以上
	閉所日数	2	
	現場閉所率	33.3%	
実施	対象期間	6	4週8休以上
	閉所日数	2	
	現場閉所率	33.3%	

(工事現場事務所は工事施工範囲外に設置するため、ここでいう後片付けの対象に含まない)

※4工事対象期間のうち、一度でも完全連休2日(月～日で2日以上の変場閉所)を達成できなければ、完全連休2日は「未達成」となり、補正の対象とならない。
なお、工期始期・終期、年末年始、夏季休暇などにより、7日間に満たない期間は完全連休2日の達成判断の対象外とする。

計画	全対象期間	173	
	全現場閉所日数	50	
	現場閉所率	28.9%	4週8休以上
実施	全対象期間	173	
	全現場閉所日数	50	
	現場閉所率	28.9%	4週8休以上

現場閉所の達成状況は、工事期間全ての月における現場閉所率で確認する

別紙5(第6条関係)
週休2日(交替制)工事 休日取得状況表 (記入例)

工事名:○○○工事(○○工区)
期 間:令和○年○月○日 ~ 令和●年●月●日(契約工期を記載)

【令和7年8月○週】

会社名	氏名	工期日数 ①	休日日数 ②	休日日数の割合 ③=②/①	平均休日率 ③の平均	
A建設	1 ●●	30	8	26.7%	27.4%	4週7休以上4週8休未満
	2 ■■	30	8	26.7%		
B建設(一次下請)	3 ○○	25	7	28.0%		
	4 □□	25	7	28.0%		

月・週毎に実績を確認(港湾、漁港漁場工事は月毎に実績を確認) 月・週毎に平均休日率を確認(港湾、漁港漁場工事は月毎に平均休日率を確認)

【令和7年8月○週】

会社名	氏名	工期日数 ①	休日日数 ②	休日日数の割合 ③=②/①	平均休日率 ③の平均	
A建設	1 ●●	31	9	29.0%	28.9%	4週8休以上
	2 ■■	31	9	29.0%		
B建設(一次下請)	3 ○○	31	9	29.0%		
	4 □□	31	9	29.0%		
C建設(二次下請)	5 ××	21	6	28.6%		
	6 △△	21	6	28.6%		

【令和7年9月○週】

会社名	氏名	工期日数 ①	休日日数 ②	休日日数の割合 ③=②/①	平均休日率 ③の平均	
A建設	1 ●●	30	9	30.0%	29.2%	4週8休以上
	2 ■■	30	9	30.0%		
B建設(一次下請)	3 ○○	21	6	28.6%		
	4 □□					
C建設(二次下請)	5 ××	14	4	28.6%		
	6 △△	14	4	28.6%		



【対象期間全体】

会社名	氏名	工期日数 ①	休日日数 ②	休日日数の割合 ③=②/①	平均休日率 ③の平均	
A建設	1 ●●	91	26	28.6%	28.6%	判定 4週8休以上
	2 ■■	91	26	28.6%		
B建設(一次下請)	3 ○○	77	22	28.6%		
	4 □□	56	16	28.6%		
C建設(二次下請)	5 ××	35	10	28.6%		
	6 △△	35	10	28.6%		

工事完成時に対象期間全体の実績を確認 工事完成時に対象期間全体の平均休日率を確認
(対象期間全体の達成状況により補正を決定する)

- 休日率及び平均休日率(各週・各月・通期)
- ・休日率(%)=各技術者・技能労働者の休日日数÷確認対象期間(工期日数)
 - ・平均休日率(%)=対象の全技術者・技能労働者の休日率の平均

平均休日率	区分	
28.5%以上(各週2日/7日)	完全週休2日	
28.5%以上(各月8日/28日)	4週8休以上(月単位)	
28.5%以上(8日/28日)	4週8休以上(通期)	※補正無
28.5%未満	週休2日未達成	※補正無

※港湾、漁港漁場工事については、4週8休以上(通期)又は週休2日未達成のみ

土木工事の労務費等の補正について

週休 2 日試行工事の取組を実施した工事※¹について、労務費等の補正を行う。

(1) 週休 2 日（現場閉所型）工事

【補正係数について】

	4 週 8 休以上※ ²		完全週休 2 日 (土日)
	通期	月単位	
労務費	補正なし	1.02	1.02
機械経費（賃料）	補正なし	補正なし	補正なし
共通仮設費	補正なし	1.01	1.02
現場管理費	補正なし	1.02	1.03

(農業農村整備工事の場合)

	4 週 8 休以上※ ²		完全週休 2 日 (土日)
	通期	月単位	
労務費	補正なし	1.02	1.02
機械経費（賃料）	補正なし	補正なし	補正なし
共通仮設費	補正なし	1.04	1.05
現場管理費	補正なし	1.05	1.06

(森林土木工事の場合)

	4 週 8 休以上※ ²	
	通期	月単位
労務費	1.02	1.04
機械経費（賃料）	1.02	1.02
共通仮設費	1.02	1.03
現場管理費	1.03	1.05

(2) 週休 2 日（交替制）工事

【補正係数について】

	4 週 8 休以上※ ²		完全週休 2 日
	通期	月単位	
労務費	補正なし	1.02	1.02
現場管理費	補正なし	1.02	1.03

(森林土木工事の場合)

	4 週 8 休以上※ ²	
	通期	月単位
労務費	1.02	1.04
現場管理費	1.01	1.03

※ 1 実施の意向について、第 6 条第 2 号による取組実施協議が整った工事

※ 2 現場閉所率又は休日率が 2 8. 5 %（8 / 2 8 日・2 日 / 7 日）以上の場合

市場単価方式による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		月単位	完全週休２日 (土日)	月単位	完全週休２日
鉄筋工		1.02	1.02	1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01	1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01	1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01	1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01	1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01	1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.00	1.00
グルーピング工		1.00	1.00	1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01	1.01	1.01
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01

土木工事標準単価による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		月単位	完全週休２日 (土日)	月単位	完全週休２日
区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01	1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02	1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02	1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
剝落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
紫外線硬化型ＦＲＰシート設置工（ポリエステル樹脂）	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02	1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02	1.02	1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02	1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01	1.01	1.01
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
ＦＲＰ製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
浸食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02	1.02	1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02	1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
フレア溶接工		1.02	1.02	1.02	1.02
H型ボラード設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	作業車	1.02	1.02	1.02	1.02

（農業農村整備工事の場合）

市場単価方式による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		月単位	完全週休２日 （土日）
鉄筋工（太径鉄筋含む）		1.02	1.02
鉄筋工（ガス圧接）		1.01	1.01
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01

土木工事標準単価による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		月単位	完全週休２日 （土日）
区画線工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01

（森林土木工事の場合）

市場単価方式による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		月単位	通期
鉄筋工（太径鉄筋含む）		1.04	1.02
鉄筋工（ガス圧接）		1.03	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.02
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.02	1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
道路標識設置工	設置	1.01	1.00
	撤去・移設	1.03	1.02
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.02
法面工		1.02	1.01
吹付砕工		1.03	1.01
軟弱地盤処理工		1.02	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト）		1.03	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.02

土木工事標準単価による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		月単位	通期
区画線工		1.04	1.02
排水構造物工		1.04	1.02
コンクリートブロック積工		1.04	1.02
構造物とりこわし工	機械	1.03	1.02
	人力	1.04	1.02
橋梁塗装工		1.03	1.01
塗膜除去工		1.04	1.02
道路反射鏡設置工	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.04	1.02

営繕工事の労務費等の補正について

営繕工事における週休２日の工事費算定に必要な労務費の補正方法について下記のとおり定める。

(１) 複合単価

複合単価の労務単価は、熊本県土木部実施設計単価表の工事関係労務費の労務単価に以下の補正係数を乗じて補正する。

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

	完全週休２日（土日）※１	月単位の週休２日 ※２
補正係数	労務費 1.02 現場管理費 1.01	労務費 1.02

※１ 完全週休２日（土日）の達成は、対象期間（※３）内の全ての週（原則として月曜日から日曜日までの７日間とする。）で２日以上現場閉所（現場休息※４）を行ったと認められる状態をいう。ただし、対象期間の日数が７日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。

※２ 月単位の週休２日とは、対象期間（※３）において、全ての月で４週８休以上の現場閉所（現場休息※４）を行ったと認められる状態をいう。

※３ 対象期間とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

※４ 現場休息とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて１日を通して現場作業がない状態をいう。

(２) 市場単価等

市場単価と補正市場単価は、以下の表Ａ－２、表Ｅ－２及びＭ－２の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

(参考)

「基準単価」、「基準補正単価」とは、国土交通省「公共建築工事積算基準等資料」第４編第１章８（３）による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、国土交通省「公共建築工事積算基準等資料」第４編第１章８（３）ロ。基準補正単価の表Ａ－１、表Ｅ－１及び表Ｍ－１の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表Ａ－２、表Ｅ－２及び表Ｍ－２の改修補正率を用いた上記の式により市場単価（または補正市場単価）を補正して算定すること。

A-2 建築工事の補正率

工種	適要※	月単位の週休2日 及び 完全週休2日	
		新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事 （仕上塗材）	市場単価	1.01	1.01
左官工事 （仕上塗材以外）	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具（ガラス）	市場単価	1.01	1.10
建具（シーリング）	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事 （ビニル系床材）	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事 （ビニル系床材）	物価資料	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

表E－2 電気設備工事の補正率

工種	適要※	月単位の週休2日	
		新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線及び同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18
	プルボックス	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05
	（電動機その他接続材工事） 金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.01	1.17
接地工事	（接地極工事） 銅板式、銅覆銅棒、 接地極埋設票（金属製）	1.01	1.01

表M－2 機械設備工事の補正率

工種	適要	月単位の週休2日	
		新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び 消音内貼	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧チャンパー類	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー 等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備（ユニットを除く）	取付手間のみ	1.02	1.22

港湾工事・漁港漁場工事の労務費等の補正について

週休２日試行工事の取組を実施した工事※¹について労務費等の補正を行う。

【補正係数について】

	４週８休以上※ ²
労務費	1.02
機械経費（賃料）	補正なし
共通仮設費率	1.02
現場管理費率	1.03

【市場単価補正係数について】

- ・港湾工事市場単価工種毎に補正係数を設定。標準市場単価に乘じ算出
 労務費補正後市場単価＝標準市場単価（施工規模等補正後）×補正係数

		市場単価 補正係数
1	底面工	1.01
2	マット工（アスファルトマット設置、ゴム系マット設置）	1.00
3	支保工	1.02
4	足場工	1.01
5	鉄筋工	1.02
6	吊鉄筋工	1.02
7	型枠工	1.02
8	コンクリート打設工（ポンプ車打設）	1.02
	コンクリート打設工（ポンプ車打設以外）	1.02
9	止水板工	1.02
10	上蓋工	1.02
11	伸縮目地工	1.01
12	係船柱取付	1.02
13	防舷材取付	1.02
14	車止・縁金物取付	1.02
15	係船柱撤去	1.02
16	防舷材撤去	1.02

		市場単価 補正係数
17	車止撤去	1.02
18	電気防食取付	1.02
19	防砂目地板取付工（陸上施工）	1.02
20	防砂目地板取付工（水中施工）	1.02
21	吸出し防止工（陸上施工・海上施工）	1.02
22	港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）	1.01
23	ペトララタム被覆	1.02
24	現場鋼材溶接工・切断工（陸上施工・海上施工）	1.02
25	現場鋼材溶接工・切断工（水中施工）	1.02
26	かき落とし工	1.02
27	汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.01
28	汚濁防止枠設置・撤去	1.01
29	灯浮標設置・撤去	1.01
30	汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船あり・水中目視点検）	1.00
	汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船なし）	1.02
31	異形ブロック製作 型枠工	1.02
	異形ブロック製作 コンクリート打設	1.02
	異形ブロック製作 給熱養生	1.01

※１ 実施の意向について、第６条第２号による取り組み実施協議が整った工事

※２ 休日（現場閉所）の割合が２８．５％（８日／２８日）以上の場合